

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年8月10日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、8月16日までとなっています。

■1 今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

●島から本土への国内航空便搭乗時には、新型コロナワクチン接種完了証明書、新型コロナ治癒証明書、またはPCR検査(出発前72時間以内)、ラピッドテスト(出発前48時間以内)、セルフテスト(出発前24時間以内)の陰性結果証明書のいずれか1つの提示を義務付ける。

※国内航空便、フェリーをご利用の際は、必要書類が流動的で分かりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については運航会社にお問い合わせください。

■2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210810\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210810_kokunai.pdf)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

e-mail : consular@at.mofa.go.jp